

令和3年12月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和3年12月8日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

- 第1 報告第10号 専決処分の報告（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第8回））
- 第2 議案第44号 令和3年度川棚町一般会計補正予算（第9回）
- 第3 議案第45号 令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 第4 議案第46号 令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）
- 第5 議案第47号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例
- 第6 議案第48号 川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第49号 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第50号 財産の無償譲渡
- 第9 議案第51号 財産の取得（庁舎執務室内衛生確保備品購入事業の件）

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 報告第10号

議 長 日程第1、報告10号「専決処分の報告（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。報告第10号「専決処分の報告（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」について、提案理由をご説明いたします。

去る11月30日付けで、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第3号の規定に基づき。国庫支出金を財源の全てとする補正予算を専決処分により定めましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億663万5,000円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を79億7,768万5,000円にしたものであります。

補正の内容につきましては、国が11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして5万円の臨時特別給付金を年内に支給することを目的とされており、本町においても年内に支給できるよう、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を追加したものであります。

補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 今回の補正につきましては、町長の提案説明にもありました

とおり、年内に子育て世帯へ5万円の臨時特別給金を支給するため補正を行ったもので、支給に係る事業費の全額が国の補助となっております。それでは、事項別明細書の歳出から説明しますので、8、9ページをお願いいたします。

3款民生費、2項2目児童措置費であります。3節から12節までにつきましては、臨時特別給付金の支給事務に係る事務用品費、人件費、郵便料、システム改修費などを計上したもので、18節につきましては、1人当たり5万円の給付金を2,094人分計上したものであります。歳出は以上であります。

歳入を説明しますので、1ページ戻っていただければと思います。6、7ページです。

14款国庫支出金、2項1目民生費国庫補助金であります。臨時特別給付金の支給に係る歳出の全額1億663万5,000円を計上したものであります。歳入は以上であります。あと、10ページ以降には給与明細書を付けておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。波戸議員。

13番波戸 13番、波戸です。お尋ねしますけども、支給の時期はいつ頃の予定をされていらっしゃるでしょうか。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。支給の時期は12月27日に支給できるように今準備を進めているところです。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:05)

日程第2 議案第44号

議 長 次に、日程第2、議案第44号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第44号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億401万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億8,169万7,000円にしようとするものであります。併せて、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主なものは、歳入においては、歳出の補助事業等の増額に伴う国・県支出金の増額であり、歳出においては、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に係る経費の追加、町道上組西部線境橋架け替えに係る工事等の追加、8月豪雨に係る災害復旧工事の追加などであり、その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは、事項別明細書の歳出から説明しますので、16ページ、17ページをお願いいたします。

なお、今回の補正につきましては、人事異動及び今後の執行状況を見込み、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、1款議会費から10款教育費まで、全編を通じて増減の補正が生じております。説明に際しましては、「人件費の補正」という表現で簡略にご説明しますので、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、1款議会費であります。1項1目議会費につきましては、人件費の補正によるものでございます。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までが人件費の補正によるものであります。次の11節、13節につきましては、郵便料及びコピー使用料の不足を見込み増額するものであります。次の14節から18節までにつきましては、予算の組替えでありまして、1

4節で出退勤管理システム導入のための工事費を計上しておりましたが、町村会共同購入事業で庶務管理システムを導入することとし、17節でタイムレコーダーなどの購入費に、18節で町村共同購入事務に係る負担金に組み替えるものであります。

次の5目財産管理費につきましては、8月豪雨で町有地に土砂が流入したためその撤去工事費及び小串郷駅前ロータリーの白線が消えており、その引直しの工事費を計上するものでございます。

次の6目企画費につきましては、国の令和2年度第1次及び第2次補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で実施した、新型コロナウイルス感染症対策事業が完了し、精算の結果、補助金の返納が生じ、その返納金を予算計上するものでございます。

次の8目電算管理費につきましては、説明欄の電算管理費は、12節で新庁舎建設工事の工期延長により、現行の庁内イントラネット機器の保守業務を3か月延長するのに要する経費を、17節では庁内イントラネットの画像保存用NAS、これはデータストレージ機器、要はハードディスクみたいなものですが、これの故障のため、新たに購入する経費を計上するものです。

次の社会保障・税番号制度システム管理費につきましては、12節でデータ標準レイアウト改版に伴い、システムの改修に要する経費を計上するものであります。

次の11目諸費につきましては、西肥バス内海線に係る欠損金補助の不足を見込み増額補正するものであります。

次の2項1目税務総務費につきましては、これは人件費の補正であります。次のページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、3節、4節が人件費の補正でありまして、11節が郵便料の不足を見込み増額、12節が戸籍法の一部改正に伴う戸籍システム符号取得に係る業務委託料を計上しておりましたが、国からこの業務を来年10月まで延期するよう指示がありましたので、その委託料を減額するものであります。

次の4項1目選挙管理委員会費につきましては、こちらは人件費の補正であります。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費につきましては、こちら

も3節、4節が人件費の補正で、18節が後期高齢者医療保険療養給付負担金の増額を見込み補正するもの、27節が国民健康保険の財政安定化支援事業費に係る交付税措置額確定に伴い、国民健康保険事業特別会計への繰出金を増額するものであります。

次の2目障害者福祉費につきましては、日常生活用具に係る給付費の増額を見込み補正するものであります。

次の5目国民年金事務費につきましては、3節、4節が人件費の補正で、12節につきましては国民年金適用関係届出に係る国民年金システムの改修が必要となり、その改修委託料を計上するものです。なお、システム改修費につきましては、全額国の補助となります。

次の2項1目児童福祉総務費につきましては、こちらも2節から4節までは人件費の補正で、12節が令和3年度の放課後児童健全育成事業に係る交付基準額の改正に伴い増額するもので、22節が令和2年度子ども・子育て支援事業に係る県支出金の精算に伴い返納金が生じ4,000円を増額するものであります。

次の2目児童措置費につきましては、児童手当法改正に伴い、システム改修等に係る子ども・子育て支援事業補助金が交付されることとなり、職員の時間外勤務手当、事務用品の購入費、システムの改修費などを計上するもので、こちらも全額が国の補助となります。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費につきましては、1節から4節が職員及び会計年度任用職員に係る人件費の補正でありまして、10節は母子保健事業に係る消耗品費の不足を見込み増額するものであります。

次の2目予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種に要する経費を追加するもので、全額が国の補助となっております。1節と3節が会計年度任用職員に係る人件費で、7節と8節が医師・看護師などに係る報償金及び交通費、10節から12節までが接種に要する消耗品費、燃料費、郵便料、そして会場の設置委託やコールセンターの委託料などを計上するものであります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費及び次の2目農業総務費につきましては、人件費の補正であります。

次の3目農業振興費につきましては、8節から11節までが農地中間管理

事業の予算の組替えを行うもので、18節が経営所得安定対策等推進事業において、農地農業再生支援システムの改修に県補助が追加交付されることとなり増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、こちらも人件費の補正であります。

次の3目観光費につきましては、川棚町観光施設のあり方検討委員会の委員の交通費が不足し増額するものであります。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、2節から4節までが人件費の補正、そして12節が病休職員の代替職員の確保の見通しが立たないことから、人材派遣会社から確保することとし、今回予算を計上するものであります。

次の2項2目道路維持費につきましては、道路補修用の原材料費の不足を見込み増額補正するものであります。

次の3目道路新設改良費につきましては、12節及び14節が町道上組西部線境橋に係る建物事前調査及び設計業務委託、境橋下部工事について社会資本整備総合交付金が追加交付されることとなり増額するもので、21節につきましては、町道猪乗川内線道路拡張工事において、支障電柱移設が必要となり、その移設補償費を計上するものであります。

次の3項2目ダム対策費につきましては、こちらも人件費の補正であります。

次の4目用悪水路費につきましては、土花地区の排水改善のため、水路の整備工事費を計上するものでございます。

次の6項1目住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕料の不足を見込み増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項3目消防施設費につきましては、防災メール用サーバーコンピューターの冷却ファンに異常が生じたので、その修繕料を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費につきましては、こちらも人件費の補正であります。

次の4目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の学校ICT教育

活動継続支援事業費につきましては、14節で小中学校の通信速度改善のための工事費を220万円計上しておりました。こちらにつきましては、慢性的な、タブレットを多く使うようなことになりまして、なかなかインターネットにつながらないというふうなことで、その工事費を220万円計上しておりましたが、この工事を取りやめまして、高速通信を保証するプロバイダーに変更することで通信速度を改善する方法に切り替えることとし、12節でシステム改修費に、13節でプロバイダー料金に組替えを行うものでございます。また、併せて17節で小中学校の教員用のタブレット購入を19台追加することとして増額するものでございます。

次の学校図書室利用促進事業費及びその次の修学旅行キャンセル料支援事業費につきましては、事業が完了し、執行残を減額するものでございます。

次の2項1目学校管理費につきましては、12節で川棚小学校の給食コンテナ置場の老朽化改修のため、設計費を計上するもので、10節及び17節では学校の新型コロナ感染症対策として、学校保健特別対策事業費補助金が交付されることとなり、コロナ対策用の消耗品や備品の購入、換気のための防虫網戸設置費用などを予算に計上するものであります。

次の3項1目学校管理費、説明欄の川棚中学校管理費につきましては、光熱水費の不足を見込み増額するもので、次の川棚中学校保健特別対策事業費につきましては、コロナ対策で換気のために防虫網戸設置費を計上するものでございます。

次の4項1目社会教育総務費につきましては、こちらも人件費の補正であります。次のページをお願いいたします。

6項1目管理費につきましては、こちらも人件費の補正であります。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、8月豪雨による災害の復旧工事に要する経費で、農地19か所、農業用施設27か所、応急工事14か所に係る測量設計工事費、事務費を計上するものであります。

次の2目林業施設災害復旧費につきましては、応急工事3か所の工事費を計上するものでございます。

次の2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、こちらも8月豪雨

後の土砂などの撤去に係る委託料、そして28災害箇所の復旧工事費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより減額するものであります。歳出は以上であります。

続きまして、歳入を説明しますので8、9ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金であります。1項3目農林水産業費負担金につきましては、農地災害復旧工事に係る受益者負担金でございます。次のページをお願いいたします。

14款国庫支出金であります。1項2目衛生費国庫負担金につきましては、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る人件費に対する国庫負担金で、次の3目災害復旧事業費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧に係る国庫負担金であります。

次の2項1目民生費国庫補助金につきましては、子ども・子育て支援事業及び児童手当法改正に伴うシステム改修に係る補助金であります。

次の2目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種会場の運営費及び予防接種記録システムの改修に係る補助金でございます。

次の3目土木費国庫補助金につきましては、町道上組西部線境橋架け替えに係る交付金でございます。

次の4目教育費国庫補助金につきましては、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金でございます。

次の5目総務費国庫補助金につきましては、戸籍システムの改修が来年10月に延期になったことから、その国庫補助金を減額するものでございます。

一番下の3項2目民生費委託金につきましては、国民年金システムの改修に係る交付金でございます。次のページをお願いいたします。

15款県支出金であります。1項2目民生費県負担金につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により減額するものであります。

次の2項2目民生費県補助金につきましては、子ども・子育て支援事業に係る交付金で、次の4目農林水産業費県補助金につきましては、農地農業再生支援システムの改修に係る県補助金でございます。

一番下の10目農水施設災害復旧費補助金につきましては、8月豪雨で被災した農地・農業施設の災害復旧工事に係る補助金でございます。次のページをお願いいたします。

21款町債であります。1項3目土木債につきましては、2節が町道数石若草線の災害復旧工事に係る起債で、3節が八幡川などの災害復旧工事に係る起債であります。そして、4節が町道上組西部線境橋架け替え工事に係る起債になります。

そして5目災害復旧債につきましては、農地、農業施設、公共土木施設の災害復旧工事に係る起債であります。歳入は以上であります。

続きまして、地方債補正を説明しますので、4ページをお願いいたします。

第3表になります。地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました21款町債に対応するものであります。変更の表の補正前と補正後の限度額の差額と、追加の表の限度額との合計、これは計算すると1億3,280万円になりますが、この金額が14ページの町債の補正の額と一致するものであります。補正後の限度額の合計を14億6,166万8,000円とするものです。続きまして3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。事項欄の庶務管理システム導入事業につきましては、町村会共同購入事業で導入する庶務管理システムでございます。令和4年度から令和7年度までの町村会負担金の合計を限度額に計上しております。

次の社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道上組西部線境橋架け替え工事に係るもので、令和4年度から令和6年度に行う境橋の下部工事費及び上部工事費の合計を限度額に計上したものでございます。

42ページ以降につきましては、給与明細書を付けておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。以上で、説明の方終わらせていただきます。

議 **長** これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 35ページの教育費のですね、10款1項4目ですが、修学旅行のキャンセル料支援事業費529万円は執行残だという説明がありまし

たけども、これ補正予算の計上するときの予算額も500万円余りの金額であったように記憶しておりますので、そうすると、要するにほとんど執行残ということになるのではないかと思います、要するに払わなくてよかったということなのでしょうか。

議 **長** 教育次長。

教 育 次 長 はい、ただいまの質問にお答えいたします。今年度実施しました小中学校の修学旅行につきましては、川棚中学校の現在の3年生がですね、もう今年度6月に予定をしておりましたけれども、コロナの拡大がまだまだ見られたところですね、中止となりました。そこで川棚中学校の修学旅行につきましては、取消料が一部発生をしております。修学旅行につきましては、受注型企画旅行というところでありまして、この旅行を企画するに当たっては、旅行会社の方が企画を行うわけですが、この企画部分について取消料が発生したところがございます。旅行代金の約1パーセント程度ということで発生をしましたので、この部分が8万円ほどかかった状況で、これについては支援を行ったところです。残り小学校3校につきましては、10月から実施をしましたところで、県内で旅行をして安全に修学旅行が実施されたところがございます。川棚中学校のみですね、取消料が一部発生したものでありまして、この分を支援したところがございます。以上です。

議 **長** 福田議員。

1 番 福 田 はい。27ページの農業振興費の中の米需給調整総合対策推進事業費ということが書いてありますが、説明に当たっては、この言葉1つも出てこなかったんですね。経営、何て言いましたかね、県の方の事業名で説明があったんですけど、そのつながりといいますか、内容をお聞きしたい。

議 **長** 産業振興課長。

産 業 振 興 課 長 はい、質問にお答えをいたします。この165万円につきましては、共通申請サービスのデータの移行に伴う業務委託費を上げております。これは、県の方からの割当てが追加されましたので、これに充てておるところであります。以上です。

議 **長** 福田議員、よろしいですか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。この米需給といたしますのは、川棚町の地域の農業再生協議会の事業の補助として、川棚町に各地区において再生協がございますので、その分の補助ということで実際行っているところであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 2点ほどお尋ねします。25ページのですね、新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業ですが、3回目だと思っておりますが、この時期、場所、それから接種については予約方法、予約その他になるんだろうと思っておりますけども、そういうような予約方法についての詳細を1点お尋ねしたいということ。特に予約については先般私も予約したんですが、1回目ですね、電話がつながらずに往生いたしました。だから、そういった部分がどういうように今回改善されるのかどうか。そういうところを含めてお願いしたいと。

それから、31ページのですね、社会資本整備総合交付金事業の中で、川棚の上組西部線の境橋ですね、これは架け替え等の工事になってくるんだろうと思っておりますが、この境橋の架け替えについてはですね、通行止めにしてやるのか、それとも片側通行でしてやるのかですね、そういった点をちょっとお尋ねしたい。以上、2点です。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい、ご質問にお答えいたします。3回目の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、1月29日を集団接種のスタート予定ということで今調整を行っております。週に2日、医師会からの提案では、木曜日・土曜日でどうかということで提案を受けておるところであります。場所につきましては、まずは高齢者の方からになりますので、1回目2回目と場所を変えない方がいいんじゃないかということで判断をしております。公会堂を引き続き借上げて利用する予定としております。予約方法につきましては、町長の行政報告の中でもお知らせをしておりますが、現在3回目の接種希望者を確認をしようとしております。アンケート調査を行いまして。接種を希望される方のうち2回目接種が早かった方からですね、先に町の方で日程を割り当てまして、まずは町の方で日程調整した内容をご提案をさせ

ていただきまして、ご本人さんからはその日程で都合が悪ければ日程調整の予約変更をしていただくという手はずで進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 _____ 長 建設課長。

建設課長 はい、お答えいたします。上組西部線の境橋の架け替えについてでございますが、現在の橋をまず片側通行にいたしまして、下流側にですね、まず下部工、上部工ということで橋を架けるということにしております。その架け替えた橋を利用してですね、またそこを片側通行で通行しながら、現在ある橋と更に新たな橋の半分の橋ですね、ということで、橋を片側ずつ造るといような考えでございまして、片側造ってそこを通して、で、現在の橋を壊してそこに残りを造るということで、片側通行を考えております。しかしですね、短期間ではありますが、橋をですね、実際上部を架けるときですね、そのときには、ちょっと期間的には短期間ではあると思うんですけども、大きな車両を前後に持ってくる必要がありますので、全面通行止めがですね、多分2、3日程度だと思っておりますけれども、が発生することが想定されております。以上です。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 はい。町債に関連して、ちょっとわかりづらいなと思ったんですが、38、39の公共土木施設災害復旧費という1億6,436万5,000円の財源を見ますと、38ページにありますように、地方債が7,990万円というふうになっております。それで、町債の歳入の欄を見ますと、15ページですけども、15ページの町債のうちの、まず災害復旧債の公共土木施設災害復旧債は6,410万円です。で、先ほど言った7,990万円というのは上にありまして、先ほどちょっと説明を聞き落としましたが、2節3節の分の700万と880万を合わせれば7,990万になると思うので、それにあたるのかなと思うんですけども、要は私が聞きたいのは、この土木債の地方道路等整備事業債700万円、河川管理施設整備事業債880万円、これも歳出の方では災害復旧の方に入ってるんじゃないのかなと思って、どのように仕分けられているのかなというのをお聞きしたいと思います。

議 _____ 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。田口議員のご質問にお答えいたします。21款の町債の1項3目土木債についてでございます。これの2節、3節ですね。こちらにつきましては、2節が町道数石若草線の災害復旧工事に係る起債というご説明と、3節につきましては、八幡川などの災害復旧工事に係る起債ということで、災害に係る起債でございますが、本来であれば災害復旧債が使えるればよかったですけれども、この事業につきましてはその事業債は借りられないということになりまして、単独事業債という形でございますね、この土木債の方を活用しているということでご理解いただければと思います。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 同じく災害復旧費の件ですけれども、委託料で全部でいくらやったかな、60か所くらいになるとですかね。39ページです。災害復旧に係る委託料で設計を委託するんだというふうな説明であったかと思うんですが、災害復旧は急がれると思いますので、じゃあその設計委託はこんだけの箇所数を1業者に委託されるのか。早くするために分散しての発注になるのか、そこら辺はどんなになってるんでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。39ページの農林水産施設災害復旧事業につきましては、災害が起きたすぐに業者に委託をします。その契約の中では金額を入れずに契約をしまして、査定を受けた段階で事業が決定をいたしますので、事業費が、その事業費に対して委託費を上げますので、産業振興課といたしましては1社に対して委託を行っているという状況です。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 その設計の完成といいますか、それは期日はどうなっているんですか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、お答えいたします。実際査定を受ける1、2週間前には完了という形にはなりますけれども、最終的な金額が出るのがそれ以降になりますので、実際査定を受けたあとまでは期間としてしているところであります。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 35ページの教育費のところですが、1項4目ですかね、プロバイダーの件をちょっと説明されたかと思いますが、工事請負費の220万とその上の使用料の分ですね。プロバイダーの変更だけで通信速度等の改善が完全にできたものなのかというのと、今までのプロバイダーというのはそこまで悪かったといえますか、調子が悪かったということなんですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい、ただいまの質問についてお答えいたします。現行インターネットの回線につきましては、ベストエフォート型ネットワークというものを利用しておりますけれども、このベストエフォート型というのは、実際の通信速度は保証されていないネットワークということで、地域の利用の状況によってその時々通信条件に応じた形で通信を行うような形になるというもので言われております。そこで、地域の利用が多ければ、混雑して遅延するというような状況があるということではあるようです。

そこで今回プロバイダーを変更するということですね、帯域確保型のプロバイダーに変更しようとしております。この帯域確保型というプロバイダーにつきましては、例えば1ギガの帯域確保型であればですね、なるべく1ギガに近い速度のサービスを提供するサービスということで言われておりますので、今の現行でこれまで考えておりましたのは、回線を増やそうということですね、工事請負費ということで予算を計上をさせていただいておりました。今の現行のインターネット回線を各学校1校ずつ2回線ずつに増やすというようなことでの対応ということで考えておりましたけれども、この帯域確保型によるとですね、その1ギガなら1ギガという帯域をプロバイダーサービスの事業者が可能な限り確保していくというようなサービス提供というようになっているようでございますので、回線を増やして今後の管理のメリットとかですね、こういったものを考えますと、1本の回線でより通信ができる環境を、帯域を確保してもらえようというプロバイダーに切り替えようとするものでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。初手議員。

4 番 初 手 29ページですね。観光費の関係であります。これは検討委員会の交通費というご説明を受けたかと思いますが、どういう背景で今

額を上げるのか。委員さんが増えたわけでもないかと思えますけども、その内容についてと、今の委員会の進捗状況といいますかね、で、今後の予定とかがあってというのがあればお尋ねをいたします。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。先日12月1日に委員への委嘱状の交付式及び町長から委員に対しての諮問の受渡しを行っております。その時点におきまして、第1回のあり方検討委員会を開催をいたしております。今回旅費の増額につきましては、委員が決定をいたしましたので、その委員が、所在を言いますと、5名中4名が県内であります。その県内につきましても、佐世保市、長崎市、あとは川棚町と、あと1名の方が宮崎県の方になります。その宮崎県の方の旅費につきまして、当初組んでおりました額が足らなかったもので、今回増額ということでの補正をいたしております。それで、先ほど言いましたように、12月1日の日に第1回目の委員会を開催しておりますが、今後予定といたしましては、今年度に4回を開催するという予定を立ててはおります。以上です。

議 _____ **長** ほかに。副町長。

副町長 若干補足して説明させていただきます。委員につきまして、1人観光の専門家ということで、県の観光担当課、あるいは県の観光連盟の方にも誰か適任者がいないかということで、推薦できるような人がいないかということでお尋ねをしておりました。宮崎のその委員さんがですね、非常に観光について知見がある。それと、指定管理をですね、宮崎の方で受けて実践されているというふうなこともあって、非常に有意義な意見が聞けるんじゃないかというふうな勧めもありましたので、多少遠方ではありますが、その方に委員をお願いしたという経過でございます。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。水谷議員。

12番水谷 はい。3ページで債務負担の中でですね、債務負担が上組西部線の歩道設置工事で4年から6年までが限度額が示されておりますが、これが進むのは大変うれしいんですけども、ちょっと長いのかなと思いつつながら、全体的な予算等そこら付近がわかっておればですね。それとあと工期短縮のための何か方法がないのか。そこら付近も含めてご説明いただければと思っています。

議 長 建設課長。

建設課長 はい、お答えいたします。上組西部線につきましては、ここで債務負担を上げてますとおり、今年度の補正から令和6年度までにかけて、橋の架け替えを、事業を行うこととしております。これについてはですね、全体事業費としては2億7,220万円ということで、ここはですね、今年度の予算、補正予算と債務負担の補正を合わせた金額ということになります。

工期の短縮ではありますが、橋の架け替えですね、さらに車の通行もありますので、順序を追ってですね、設計と工事を行うこととしておりますので、現在のところはですね、それぞれの年に契約をし、繰越しもありながらですね、令和6年度、できれば令和6年度の早い時期に終わりたいと思っておりますが、今のところはこの工期で行いたいというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9番高以良 19ページの総務費の一般管理費18節負担金補助及び交付金で150万というのがありますが、ちょっと説明もあったようでしたけども、よく聞き取れなかったということもありますので、もう1回説明をお願いしたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 はい、お答えいたします。ここで計上しております、これは庶務管理システムというものの導入を図ろうと計画をしております、関係予算としましては、最初、企画財政課長説明しましたように、当初工事請負費で300万円ということで予定をしておりました。これが、長崎県市町村行政振興協議会の方から、この庶務管理システムの共同導入を図ろうという、そういう計画が提案されまして、それが非常に我々の目指すシステムと一致しておりましたので、それを採用しようということで今回計画をしました。

その庶務管理システムであります、どのようなものかと申し上げますと、まず従来出勤に関して管理をしております出勤簿、これをデジタル化を図ろうというものであります。ですから、出勤簿に職員が押印をするのではなく、タイムレコーダーで、これはカードをかざすことによって、打刻と

言っておりますが、その出勤の処理をする。そして退勤についてもカードをかざして退出する。そういったものです。

それともう一つ、休暇管理ですね、有給休暇の取得であるとか、特別休暇であるとか、こういった取得に関しても、現在は紙ベースと印鑑でもって決裁を行っております。これも基本的には電子による申請、そして電子による決裁で進めていこうと、そういうものであります。

そういったことから予算の組替えを行いまして、17節の備品購入費、これに庶務管理システムのタイムレコーダー、これはカードをかざすことによって打刻するというタイムレコーダーでありますけども、その設置費、備品購入費に150万円。そして18節負担金であります。これは市町村行政振興協議会の共同導入ということで、共同利用ということで負担をする分が150万円であります。

そして、関係ありますのでご説明しますが、3ページに債務負担行為として、庶務管理システム導入事業として584万円あります。これは負担金の5年間に要する、5年間でお支払いをします。4年度以降必要な額を債務負担行為をしているというものであります。これは新庁舎建設に併せてこういったデジタル化を図ろうということで進めております。そして、まずハード面の作り込みにつきましては、3月の新庁舎建設に併せて3月中にはそういうセットアップを図ろうということで考えております。

また、これは今までの従来の紙と印鑑による処理、これが一変してまいります。ですから、それなりの試行期間、試みの期間ですね、これも必要かと考えておまして、4月から試行期間を一定の期間を設けまして、そこで安定的な稼働・運用が大丈夫だという念押しができてから、本施行に移ろうかということで計画をしております。以上が内容でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。質疑なしと認めます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 訂正を1件お願いいたします。先ほど、上組西部線の境橋の説明の折に、「さかいきょう」ということで説明をしておりました。「さかいはし」の誤りでございます。訂正してお詫び申し上げます。

議 長 はい。これから、討論を行います。本案に対する反対者の発

言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員

5 番 堀 池 はい。今回の補正予算について、賛成の討論をさせていただきます。各項目にわたり補正がなされていますけど、特に新型コロナウイルス3回目の事業費と、あと先般の災害復旧費ということで各々計上もされており、急ぐものだと思います。正当な補正だと思いますので、賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:04)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:04)

(…休 憩…)

(11:20)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここで、先ほど専決処分の報告の際、波戸議員より質問があり、住民福祉課長が答弁をされましたが、住民福祉課長より補足説明をした

いとの申し入れがありましたので、これを許可し、説明を受けたいと思います。住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。先ほど専決処分の報告において、波戸議員より子育て世帯への臨時特別給付金の支給日についての質問がございました。ちょっと説明が足りませんでしたので追加で説明をさせていただきます。

まず、この支給対象が2通りありまして、支給において申請がいない方、これは今年の9月分の児童手当の支給対象者であります。この方々については口座データがございますので、この口座データを基に12月27日に支給をしたいと今準備を進めているところでございます。それから、申請が必要な方。高校生であるとか、あと公務員の養育者については、申請が必要となりますので、この方々については年明けに支給の予定であります。以上です。

議 _____ **長** はい。それでは議事に移ります。

日程第3 議案第45号

議 _____ **長** 次に、日程第3、議案第45号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第45号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,683万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものは、歳入においては、一般会計繰入金が増額、歳出においては、諸支出金が増額などであります。

補正予算の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明をいたします。歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページ

をお開きください。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、一般会計繰入金の確定、増額によります財源調整でありまして、歳出額の補正は行っておりません。次のページをお開きください。

8 款諸支出金、1 項 4 目償還金です。こちらにつきましては、令和 2 年度事業費の確定によりまして、令和 2 年度に交付をされました県支出金のうち、特別交付金の一部を返納する必要が生じたので、増額補正をするものであります。次のページをお開きください。

9 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳出の見合いによりまして調整をするものであります。次に歳入をご説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、財政安定化支援事業の一般会計繰入金の金額が確定をしておりますので、その確定額に合わせて増額補正をするものであります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 4 5 号「令和 3 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 2 5)

日程第4 議案第46号

議 **長** 次に、日程第4、議案第46号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第46号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に増減はなく、予備費で調整するものであります。

補正の主なものは、歳出における人件費の削減であります。併せて債務負担行為の補正を行うものであります。

補正予算の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明をいたします。5ページ、6ページをお開きください。

4款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、4款1項2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、人件費の補正でございます。

4款4項1目指定介護予防支援事業費は、事務費の不足見込みを解消するための増額補正であります。次のページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、財源を調整するものであります。次に債務負担行為の補正についてご説明をいたします。2ページをお開きください。

川棚町地域包括支援システムの更新に係る事業費でございます。現在、地域包括支援係が使用しております、地域包括支援システムの契約期間が今年度末で満了するため、新たなシステムを導入することとしております。来年4月1日から新システムを稼働させるために、今年度中に契約を締結し、データの移行等の準備作業に着手させる必要があるため、債務負担行為の補正を行うものであります。なお、利用期間につきましては、記載のとおり令和4年度から8年度までの5年間ということで、リースによる利用を計画しております。そのリース費用分を限度額750万計上するものであります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決

されました。

(1 1 : 2 9)

日程第 5 議案第 4 7 号

議 長 次に、日程第 5、議案第 4 7 号「押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 4 7 号「押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例」についての提案理由を申し上げます。

国において、デジタル社会の実現に向けた行政手続きにおける書面規制、押印原則、対面主義の見直しが既に進められており、地方公共団体が実施する手続きにおいても、国に準じて押印の見直しを行うことが求められております。

このことについて、本町におきましても、同様に見直し作業を行ったところ、例規集の中の 4 つの条例において、改めるべき箇所がありましたので、今回、個々の条例を改正するのではなく、一括条例を制定することにより対応しようとするものであります。

条例制定の理由については以上のとおりであります。詳細につきましては総務課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 それではご説明いたします。条例の中身の前に、押印の見直しについて、若干説明をさせていただきたいと思っております。

町長が申しあげました、国が進めている押印の見直しにつきましては、これは押印をなくすこと自体が目的ではなく、行政手続きにおける国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることが目的とされております。それによって、申請手続きのオンライン化を推進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、そのことによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となる、そういう取組であるということをご理解いただきたいと思います。また、このことに関しましては、内閣府から地方公共団体における見直しマ

ニュアルというものが示されておりまして、押印を求めない場合の基準といたしまして、1つ、法令等において押印を求める根拠がないもの。2番目として、様式において、登記印等を求めているなど特段の事情がない限り、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられるとき。3つ目として、押印を求められる趣旨に照らして、押印を求める合理的理由が認められない場合。4つ目、押印をを求める合理的理由が認められる場合であっても、他の手段により、押印が求められる趣旨を代替可能なものである。こういった4つの基準が示されておりまして、地方公共団体においても見直しを行うものとされているところであります。そういった基準で作業を行った結果、この4つの条例において見直しが必要だと、そういう判断をいたしました。

それでは今回の一括条例、表面をご覧ください。言いましたように、4つの条例を改正をいたします。そして第1条においては固定資産評価審査委員会条例の一部改正。これは条例の本文中の改正になります。そして、第2条から第4条にわたります。第2条、川棚町共同墓地管理使用条例の一部を改正、これから第4条までは、条例の中における様式の改正でありますので、新旧対照表は付いておりません。

それでは、まず第1条から説明いたします。2枚目の横長の新旧対照表をご覧ください。先ほど申し上げましたように、この固定資産評価審査委員会条例、これは本文中の改正でありますので、新旧対照表をお付けしております。これにより説明いたします。

まず第4条、審査の申出ですが、この中の第4項において、審査申出書には押印をしなければならない、そういった規定があります。このことに関しましては、今日の新旧対照表では略をしておりますが、第4条第1項、第2項、3項におきまして、申出書の提出、申請書の内容等が示されております。その中で、あえて押印を求めるその理由性がないということから、この分、第4項を削除して繰り上げるという、そういう改正であります。

次に第7条、審査申出人の口頭による意見陳述であります。まず、第2項を略しておりますけれども、調書の作成が第2項に定められております。そして第3項において、前項の調書には次に掲げる事項を記載し、ちょっと飛ばしますが、署名押印をしなければならないと、そういう規定があります。これについても、押印は必要ないものと判断しまして、「記名しなければな

らない。」というふうに改めております。

第8条、口頭審理であります。これにつきまして、第5項において提出者がこれに記名押印すると、そういう内容を、「次に掲げる事項を記載しなければならない。」、そういった押印を求めないものに改めております。次に、その裏面をご覧ください。

第8項であります。第8項、「署名押印をしなければならない。」とありますが、これを「記名しなければならない。」としております。

そして第9条、実地調査であります。この中の署名押印という部分につきまして「記名しなければならない。」に改めております。

第10条、議事についての調書。これも第2項における「署名押印」、この文字を「記名」ということに改めています。

第11条、決定書の作成であります。この中の「記名押印」、この文言を「記名」という文言に改めようとするものであります。

それでは、一括条例の一番表面をご覧ください。冒頭に申しあげましたように、第2条以降は様式の改正でありますので、この条例本文の中でご説明いたします。

まず第2条、川棚町共同墓地管理使用条例の一部改正であります。この中の別記様式を改正をいたします。この中に、氏名の記載欄の横に「印」という、印鑑をここに押しますよという、そういう表示があります。その「印」を削るというものであります。申し遅れましたが、この別記様式は「共同墓地使用願」という、そういう様式であります。

続きまして第3条、川棚町奨学資金貸付基金条例の一部改正であります。この中の様式第1号、これは「奨学資金貸与申請書」であります。同じように様式の中に「㊟」という、そういう箇所があります。これを削りまして、同様に「注」として次のように加えるということで、一番下の余白に「注 貸与申請者及び保証人の住所及び氏名は、本人が自書してください。」こういう文言、表現を一番下の余白に挿入をいたします。これは従来から自書を求めていたということですが、様式の中でわかりやすく具体的に表現をしたというものであります。そして、自書としておりますのは、印鑑の押印は廃止をされますけれども、本人の個人認証、本人の申請性の確保のために、自書をしていただく必要はあると、そういう判断をしてお

ります。これは従前からそういう運用をしているということです。

そして、様式第2号であります。これは「奨学資金借用証書」の様式でありまして、その中の、これは押印の箇所、様式2号の「注」として次のように加えるという、そういう改正であります。「1 住所及び氏名は、本人が自書してください。」、「2 連帯保証人は、印鑑登録してある印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。」、こういった注釈を一番下の余白に挿入をいたします。ここで、2番目の連帯保証人の印鑑登録証明書の添付であります。これは連帯保証という性格上、やはり他の借入れであるとか、そういった連帯保証は一般的に印鑑登録証明書をもって担保するというのが現在でも他の民間金融機関、公的機関でも運用されております。従前からこういった運用を求めているということですが、今回わかりやすく余白の方にお示しをしたということでもあります。

第4条、川棚町火入れに関する条例の一部改正であります。これは様式1の中の申請者の、様式第1号第2号とありますが、いずれも「印」という表示を削るという、そういう改正であります。

附則に移ります。この条例は、「令和4年4月1日から施行する。」としております。これは4年度からこういった措置で、こういった見直しを図るということで、施行期日は4年4月1日からとしております。以上で、ご説明終わります。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員

8 番 田 口 はい。すいません、ちょっと確認できなかったんですけども、第3条奨学資金貸付基金条例の様式第2号なんですけども、様式第2号を見ますとその「㊟」っていう書いてあるところが3か所あったように思うんです。で、連帯保証人のところだったんですかね、要するに本人が自書する部分は「㊟」っていうのはなかったということでしょうか。ちょっとなんか「㊟」って書いてあるのが3つあったので、連帯保証人が3人なのかどうなのかっていうのがちょっとわからないんですけど、その点をお聞きします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。様式第2号のご質問についてお答えいたします。ここはですね、皆さんお手元にはなくて、多分田口議員は持っていらっしゃるよ

うですけれども、この「㊟」と印鑑の押印は廃止をしません。従来どおり存続をします。と言いますのが、先ほど申し上げましたように、連帯保証、それとこの奨学資金貸付が返済が滞るようなことになってきた場合、当然強制徴収といった措置が必要になります。そういったことから、印鑑証明書付きで、確かにこの借用証書について、償還について誓約をすると、その担保をするためにここは残すというものでありますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高以良 まず1点目はですね、ちょっと言葉の意味を確認をしたいんですが、署名っていうのは自署という意味に理解していいのか。それから記名っていうのは自署じゃなくても、例えばパソコンなどで打ったものでもいいのかっていうことの確認ですね。

それからですね、4条のところの火入れに関する条例ですが、様式1号については先ほど説明もありましたが、様式2号については、これは町長が許可をするときの許可証の様式になっているようですが、これも町長の公印をなくすということでもいいのかどうか、確認をしたいと思えますが。以上です。

議 長 総務課長。

総務課長 はい、お答えをいたします。自署と記名の使い分けですね。

高以良議員おっしゃるとおり、条例の中の署名という言葉でありますけれども、これは自ら自署する、そういう使い分けです。肉筆でもって氏名を記入いただくと、そういうことです。そして記名とありますのは、必ずしも肉筆自署でなくて、ワープロ打ちで打って差し支えないというものであります。ですから、これらの様式については、インターネット上で例規集からダウンロードできます。そういった書式をもって利用して打ち込んで申請書を作成するという作業をしていただく中で、わざわざ自署をしていただくよりも、ワープロ打ちで全くその申請の効力としては問題ないと、そういう判断をしたものであります。

そして、火入れに関する許可証ですね。高以良議員おっしゃるとおりこの第2号といたしますのは、町長が許可をすると、そういう様式であります。これにつきましては、特段に火入れ、これは主に農地の畑・田んぼの焼き払い

などが主なんですが、比較的軽易な許可であるということで、公印の省略はして問題ないという、そういう判断をしたものであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号「押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:47)

日程第6 議案第48号

議 長 次に、日程第6、議案第48号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町

長。

町長 議案第48号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、同日付けで健康保険法施行令が改正をされたところであります。

この施行令改正により、川棚町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、提案をするものであります。

なお、改正の内容につきましては、出産育児一時金の支給額についてであります。詳しくは健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明をいたします。

改正の概要でございますが、先ほど町長が説明しましたとおり、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、川棚町国民健康保険条例中第8条第1項の出産育児一時金の支給額の改正を提案するものであります。

現在、出産育児一時金につきましては、40万4,000円とされておりました。産科医療補償制度に加入している産科医で被保険者が出産した場合につきましては、産科医療補償制度の掛金分として、現在1万6,000円が加算され、合計42万円を支給しております。令和4年1月1日から、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなっております。出産育児一時金の支給額を改正しない場合、支給総額が41万6,000円となってしまい、現行の42万円から4,000円下回ることとなります。よって、出産育児一時金等ですね、支給総額42万円を維持するために、現行の40万4,000円を40万8,000円に引き上げるものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明をいたします。新旧対象表をご覧ください。川棚町国民健康保険条例第8条第1項における出産育児一時金の支給額です。現行「40万4,000円」から「40万8,000円」に改めるものであります。また、施行期日は令和4年1月1日としております。

なお、加算分の額につきましては、規則で定めることとなっておりますの

で、条例の一部改正が決定されましたら、川棚町国民健康保険給付規則において加算額を1万6,000円から1万2,000円に改定することと予定いたしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:51)

日程第7 議案第49号

議 _____ **長** 次に、日程第7、議案第49号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 議案第49号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたところであります。これらの改正により、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、提案をするものであります。

主な改正内容は、子育て世代の負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割額を軽減する制度を新たに設けるものであります。改正の詳しい内容につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

改正の内容でございますが、先ほど町長が説明しましたとおり、主に未就学児の被保険者に係る均等割額の軽減の規定を設けようとするものであります。併せまして、関係法令等の改正に伴います、条文の修正や文言の整理を行うものであります。

今回の改正では、未就学児の被保険者に係る均等割について、その5割を公費負担により軽減しようとするものであります。軽減分の財政措置としましては、国が2分の1、県及び市町が各4分の1ずつ負担することとなっております。

それでは、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表が今回ページ数が多くございますので、新旧対照表の方にはページを振っております。

新旧対照表の2ページから5ページ、こちらが第23条、国民健康保険税の減額に関する条文の該当箇所になります。

4ページの中ほどになりますが、23条に新たに第2項を新設しております。所属する世帯の軽減区分に応じて軽減額が異なるため、軽減区分に応じた軽減額を規定をしております。例えば、7割軽減世帯の場合は、均等割の

残り 3 割額の更に 5 割を軽減。5 割軽減世帯の場合は、軽減後 5 割額の更に 5 割を軽減するという事で、2 割軽減世帯、軽減がない世帯につきましても、各区分に応じた 5 割額相当を軽減するというものであります。

第 2 項の第 1 号が、今回の改正によりまして、「基礎課税額」という表現に変わっておりますけれども、いわゆる医療給付の財源とする部分、こちらの軽減に該当するものが 1 号、後期高齢者医療の支援金分に該当するものが第 2 号ということで、第 1 号と第 2 号を設けてそれぞれの区分ごとに軽減額を定めております。その他の改正内容につきましては、議案本文により説明をいたします。

今回の改正に併せまして、国民健康保険税のうち、療養給付費等の財源として賦課徴収する部分に係る規定につきましては、「基礎課税額」という文言を追加をしております。第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2 の見出しのほか、第 2 3 条などが該当する条文となっております。こちらは地方税法の記載に合わせようとするものであります。

また、今回の改正によりまして、第 2 3 条に第 2 項を設けますので、第 5 条の 2 以下、関係条文中の「第 2 3 条」を「第 2 3 条第 1 項」と改めるほか、地方税法の改正に合わせまして「法第 7 0 3 条の 5」を「法第 7 0 3 条の 5 第 1 項」と改めるものであります。そのほか、過去の改正等により修正すべき事項や、不要となった文言等について、今回の改正に併せて整備をしております。改正文の附則をご覧ください。

附則の第 1 項につきましては、この条例の施行期日について、「公布の日から施行する。」としておりますが、ただし書のとおり、一部令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

第 2 項は適用区分として、「令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」としております。よって、今回の未就学児に係る均等割額の減額に関する規定につきましては、令和 4 年度課税分から対象となるということとなっております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 2 : 0 0)

日程第8 議案第50号

議 _____ **長** 次に、日程第8、議案第50号「財産の無償譲渡」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第50号「財産の無償譲渡」について提案理由をご説明いたします。

川棚町光ブロードバンド施設につきましては、平成23年1月に西日本電信電話株式会社長崎支店とIRU契約を締結して、各種サービスを提供してまいりましたが、施設の貸付期間の満了を踏まえ、今後の維持管理等に係る

財政的負担の軽減を図るため、民間への川棚町光ブロードバンド施設の無償譲渡について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案に掲げているとおり、譲渡の相手方は、長崎市出島町11番13号、西日本電信電話株式会社長崎支店 支店長 古賀隆之で、譲渡日は令和4年4月1日であります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは私の方からご説明の方させていただきます。

川棚町光ブロードバンドにつきましては、総務省の地域情報基盤整備推進交付金及び公共施設臨時交付金を活用して、町内全域に光ファイバ網を整備し、高速かつ安定したインターネットサービスが利用できるようにしたもので、平成23年1月に西日本電信電話株式会社長崎支店とIRU契約を締結し、サービスを提供してまいりました。当初は早期に収支が改善するものと予測しておりましたが、順調に利用者は増えたものの、なかなか収支の改善が図られず、さらに10年が経過し、これから施設が老朽化していくことを考えますと、今後の施設改修費や維持管理費の財源確保が課題となっております。

そこで、これまで安定したサービスを提供してきている西日本電信電話株式会社へ施設を無償譲渡し、施設の運営を継続することが住民に安定的なサービスを継続的に提供できるとともに、本町の財政的負担も軽減できると判断し、西日本電信電話株式会社と調整を進めてまいりました。

そして、西日本電信電話株式会社への無償譲渡の条件が整いましたので、去る11月26日に、総務省に財産処分の届出書を提出し、同日受理、承認されたところであります。それでは議案をご覧ください。

譲渡の相手方につきましては、先ほど町長からもありましたとおり、長崎市出島町11番13号、西日本電信電話株式会社長崎支店 支店長 古賀隆之で、譲渡日は令和4年4月1日であります。次のページの参考資料をご覧ください。

無償譲渡する財産の一覧であります。最初の光成端架につきましては、川

棚町の光ケーブルと西日本電信電話株式会社のネットワークとを接続する設備であり、栄町にある西日本電信電話株式会社の施設内に設置してあるものがございます。

次のSSW光ファイバケーブルから成端ケーブルまでにつきましては、西日本電信電話株式会社の施設内の光成端架から町内全域に張り巡らした架空ケーブルになります。

次の架空ケーブル接続用クロージャから架空配線用クロージャまでにつきましては、光ケーブルの接続や分岐のための設備でございます。

次のドロップケーブルにつきましては、町内全域に張り巡らした光ファイバケーブルから利用者家屋に引き入れるための光ファイバケーブルであります。一般的に引込線と我々が言っているものでございます。

次の光成端箱につきましては、利用者家屋に引き入れた光ファイバケーブルと家屋内のインターネット設備とを接続するための設備でございます。

次の自営柱につきましては、町内全域に光ファイバケーブルを整備するために新たに設置した電柱であります。Z C柱といたしますのが、鋼管製でございます、C P柱が鉄筋コンクリート製でございます。

そして、次の支線が自営柱を支えるためのケーブルになります。

なお、数量につきましては、事業が継続中のため、光ファイバケーブルやドロップケーブル、光成端箱などの数量が確定していないため、掲載しておりませんので、何とぞご理解をお願いいたします。以上で、説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。この譲渡する財産の全体の評価額はいくらなのかということをお聞きします。というのは、N T T側は株式会社だから、当然会社の計算書類に金額が入ると思うんですよね。貸借対照表とか、財産目録とかにN T T側は入るんじゃないかと思うので、その金額はいくらなのかということをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。田口議員のご質問でございますが、全体の評価額がいくらになるのかというご質問でございますが、現在その評価額がどの程度なのかっていうのをちょっと把握しておりませんので、その額が出ているのか

も含めて確認の方をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議 **長** ほかに。福田議員。

1 番 福 田 自営柱も譲渡されるということですが、自営柱は大体町道敷きといいますか、町道中にあるんじゃないかなと思うんですが、それは今後借地料として収入に上がってくるのかお聞きしたい。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 自営柱の設置場所につきましては、確か町道等にはなかったように自分は思っておりますが、あるのであればそういう占用料が発生してくるものと思います。なお、自営柱につきましては、ほぼ個人の敷地内に配置しておりますので、それにつきましては個人の方に承諾をいただいた形で民間の方に譲渡するという形を取っております。以上でございます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 今回の無償譲渡に伴ってですね、譲渡をするまでの間とか、あるいは譲渡したあととかに、新たについていうか、川棚町が金銭的に負担するようなものは出てこないのか、お尋ねしたいと思います。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。高以良議員のご質問にお答えいたします。譲渡後についてのことでございますが、今後新たに町の負担が発生するかというお尋ねでございますが、基本的に町の負担というのは、この光ブロードバンドに關しましてはございませんが、1点だけですね、全協でもご説明しましたが、石木ダム建設予定地域の移設工事の費用につきましては町が負担することとしておりますので、その分は将来石木ダムの関係で発生するというところでございます。以上でございます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 今の件ですが、町が負担するんじゃなくて県の方が負担するということはないんでしょうか。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 福田議員のご質問ですが、県が負担することがないようにということでそもそもこの光ブロードバンドを整備するときに県と町とで覚書を交わしたということでございます。以上でございます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。初手議員。

4 番 初 手 確認の意味を含めてお伺いしますけども、10年間は現状のサービスを維持するというふうな捉え方でよかったかっていうこと。で、この10年間の基準というのは、何を基準に10年間というふうに捉えられたかと。

それとあと1点は、住民が新たに加入をしていく、解約をするとかって、そういった面については、今まで町が運営してきたやり方と特段変わらないというふうに捉えていいんですか。今のやり方でそのままいけるといいうふうに捉えていいのか。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。まず最初の10年間の関係なんですが、これは国が示しましたIRU契約、長期の間、解約できないような契約ということで、これを結ばないと事業が進められないということで10年間という中で、安定したサービスができる事業者を選定した上で、10年間のIRU契約を結ぶということになっておりましたので、そこでNTTが選定され、西日本電信電話株式会社ですね。こちらの方が選定され、10年間安定したサービス提供をしていただいたということになります。なお、無償譲渡後の関係になりますが、無償譲渡後につきましても、今のサービスを10年間引き続き継続してサービスを提供しなければならないということで、契約の中に条項文として入れておりますので、10年間は確実にその安定したサービスの提供が行われるということでございます。

あと、手続き上の問題でございますが、現在は川棚町への引込線の工事の申請をしていただいた上で改めてサービスの提供の申請を業者の方をお願いしているという状況でございますが、こちらにつきましては、川棚町の施設でなくなるということになりますので、町への手続きは不要になるということになりまして、譲渡後につきましては、住民の方々は業者への申請1回で済むということで、利便性は向上するものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 **長** 初手議員。

4 番 初 手 はい。10年を過ぎたとき、これからじゃあ10年過ぎたあとの場合は、状況の変化とかそういったもので対応がいろいろ変わってくる

というふうな捉え方になるというふうな考えとかんばわけですかね。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 我々の理解しているのは、今まで提供されてきたサービスが引き続き同様のサービスが継続されるというふうなことで考えているところでございます。ですので、住民からすると、今サービスを受けている内容が変わるということはないということの理解をしているところでございます。以上でございます。

議 **長** 初手議員。

4 番 初 手 今から10年間は変わらないと。じゃあ10年が切れたあとの状況的にはどういうふうになるのかと。まあ変わらないという捉え方なのか。職員も異動するとか、担当が代わっていくわけですから、その10年後の分についてはどういうふうな捉えられるのかというのをちょっと。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい、初手議員のご質問にお答えいたします。一応契約の中では10年間はサービスを継続していただくということで契約条項の中に入れております。その先につきましても、NTTの協議の中では引き続きサービスの同様の提供を続けるということで話はされているという状況でございます。一応契約事項としては10年間の縛りということですので、その後については、企業の企業努力という形で同様のサービスを継続していくものと考えているところでございます。以上でございます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 利用者の方から見たという観点でちょっと2つほどお願いをしたいし、財政的に負担だから手放すということでもありますので、じゃあ負担がいくら軽くなるのかと、この2点についてですけど。利用者のサービスとしては、今の話では変わらないようなことが、継続していくということですけども、これを仮に移設とか新規にお願いした場合は、今までの利用者の負担金といえますか、そういったものが高くなっていくんじゃないかっていうふうなちょっと考えがありますので、その点を利用者が軽減、町は負担が軽減するかもしれませんが、負担が大きくなるんじゃないかということをお聞きしたい。

それと、町が財政的にきついでこれを譲渡したい、無償譲渡をするとい

うふうなことです。じゃあこれをした場合には、町の財政、あるいは人件費等それぞれの問題でどの程度軽くなっていくのかというこの2点をお願いしたいと思います。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。まず、個人の負担の関係でございます。現在川棚町光ブロードバンドサービスの中で引込線の工事、これにつきましては負担金をもらっていないという状況でございますが、N T Tの方も、要は引込線から先の工事ですね、こちらの工事につきましては1万9,800円の負担をされていると、現在ですね。現在1万9,800円の負担をされていると。で、これが無償譲渡になった場合、無償譲渡になった場合も、負担についてはN T Tはその1万9,800円ということで、今おっしゃっておりますので、住民からすると負担の方は変わらないということでございます。ただし、これはもうN T Tの工事費の関係でございますので、この先そしたら未来永劫そしたら1万9,800円のまんまかと言われると、そこは今後の状況によって変わっていく可能性があるというふうに思っているところでございます。

それから、町の今後の負担の関係のお尋ねでございます。まず維持管理費につきましては、当初かなりの赤字があったんですが、徐々に改善してきておりますが、現在も赤字の状況ということでございまして、金額をちょっと持ってきてないんですけれども、金額的にはあまり赤字の額はかなり減っているような状況でございます。年間ですね、赤字の額は減っているという状況でございます。ですがまだ黒字になっていないというのが現状であります。そういう状況ではあります。もう10年を経過した施設でございまして、今後維持管理費にお金がかかってくるであろうということですね。それと施設の更新も出てくると、そういうことを考えますと、将来の負担的なものがかなり財政的な影響を与えるであろうということからですね、今回無償譲渡という形を取ったところでございます。将来的な負担につきましてはですね、具体的な積算というのはやっておりませんが、当初建設したときの金額を考えればかなりの負担が発生するということですね、今回無償譲渡という形を取ったところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 経費は軽くするために、町の財政的に軽くするために譲渡をするというのならば、しかしそれはどのくらい軽くなりますというのはやはり示すべきであるし、あとでも構いはせんですけども、その点が一つと。新規で1万9,800円と言われるのは、この継続と多分屋内配線のことだと思いますけども、新規でお願いしたいとなった場合には、本線から家の屋敷内まで引くということも状況としては出てくるんじゃないかと思えますので、その点についての経費っていうのは今までどおりで屋敷まではちゃんと責任をもってその会社がそこを負担するということですかね。以上です。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。光ブロードバンドの幹線から各世帯に引き込む、そしてインターネットが使えるような環境にする。この工事につきましてはですね、全てを含めて1万9,800円ということでNTTの方は実施するということをございまして、現在川棚町光ブロードバンドでやっております町民の引込みの負担金と変わらないということで理解してもらって結構でございます。以上でございます。

議 長 課長、負担額の額というのは、積算というのはされてないんでしょう、現時点では。

企画財政課長 現時点ではしてないです。

議 長 現時点ではされてないということですので、今後いくらかはされる予定があるんですか。企画財政課長。

企画財政課長 はい。すいません、炭谷議員のご質問にお答えいたします。事業当初につきましては、冒頭申しましたとおり、国からの交付金等を用いまして事業を整備をしたということをございまして、そのときの整備費が4億1,000万円かかっております。で、もうほぼこれは補助金でできて、一部起債を借りて事業をしたんですが、これを10年を経過して、今後機器等が老朽化してくる、そういたしますともうやり替えをしていかないといけないということになりますので、近い将来また同じくらいの金額がかかる。そのときの財源が非常に厳しいということからですね、今回無償譲渡という形を取ったということをご理解していただければと思います。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号「財産の無償譲渡」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「財産の無償譲渡」は、原案のとおり可決されました。

(12:24)

日程第9 議案第51号

議 長 次に、日程第9、議案第51号「財産の取得（庁舎執務室内衛生確保備品購入事業の件）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第51号「財産の取得（庁舎執務室内衛生確保備品購入事業の件）」について提案の理由を申し上げます。

現在進めております川棚町新庁舎建設事業におきまして、庁舎執務室内衛生確保備品購入事業に係る財産取得のための指名競争入札を11月22日に

行ったところ、長崎市田中町1452番地、Q-bicソリューションズ株式会社 代表取締役 船橋修一が1,471万8,000円で落札決定いたしましたので、11月25日に仮契約を締結しているところであります。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回取得しようとする庁舎執務室内衛生確保備品は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、各執務室内で職員が使用する飛沫拡散防止パネル設置型の事務機であります。

詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 それでは私から、「財産の取得（庁舎執務室内衛生確保備品購入事業の件）」についてご説明をいたします。資料の方、すいません、2ページ目お聞きください。

参考資料から説明を行いますが、その前に資料の訂正をお願いいたします。訂正箇所は3枚目、参考図1の図面左上、住民福祉課内係名についてですが、現在「住民係」が組織変更後「戸籍住民係」へと変更されることとなっておりますが、図面の記載が「住民戸籍係」となっておりました。申し訳ありませんが、「戸籍住民係」へ修正をお願いいたします。それでは1枚戻りまして、参考資料をご説明いたします。

上段、庁舎執務室内衛生確保備品購入事業（飛沫拡散防止パネル設置型机）仕様です。

納入期限、令和4年3月26日まで。

納入場所、川棚町役場 執務室（新庁舎・議会事務局）。教育委員会 執務室（中央公民館・町立学校給食センター）。

備品購入の概要。

デスクの仕様について。

①管理職用（1席あたり）。ロング袖付きデスク（A4タイプ）、サイズは以下のとおりとなっております。アドオン取付け用フロントパネル。飛沫拡散防止パネル（アドオン）。ワゴン2段収納型（A4 2段）1台。

②一般職用（1席あたり）。ロングデスク（長机タイプ）。アドオン取付け用フロントパネル。飛沫拡散防止パネル（アドオン）。アンダーパネル。センター引出し（W700・W400）各1個。ワゴン3段収納型（A4 2段・ペントレー 1段）1台。

納入数量について。

① 管理職用。新庁舎、1階5台、2階5台。議会事務局、1台。教育委員会、1台。計12台。

②一般職用。新庁舎、2人用1台（2階1台）、4人用長机タイプ3台（1階2台、2階1台）、6人用長机タイプ9台（1階6台、2階3台）、8人用長机タイプ5台（1階2台、2階3台）。議会事務局、2人用1台。教育委員会、2人用1台（町立学校給食センター）、4人用長机タイプ1台、6人用長机タイプ1台、計22台。次のページ、参考図1です。

新庁舎飛沫拡散防止机設置図です。図面は新庁舎の執務室部分を拡大したものとなっております。図面に記載しております課名及び係名は、新庁舎移転に合わせて行われます組織変更後の課名・係名で記載をしております。なお、新庁舎以外の議会事務局、教育委員会執務室に配置されます飛沫拡散防止パネル設置型机は、既存の机と入れ替えるものであり、現状のレイアウトから変更はありませんので、図面等を使った説明は省略させていただきます。

それでは図面の方を説明を行います。図面左側が1階の執務室、右側が2階の執務室の平面図であります。図面下側には凡例を記載しております。赤で着色した箇所が今回購入する机を示しております。また、図面右下には購入台数の内訳を記載をしております。

1階には住民福祉課、健康推進課、新たに設置されます長寿支援課、税務課、会計課の5つの課を配置することから、管理職用机は5台となります。

1階の一般職用机の購入内訳は、4人用長机2台、6人用長机6台、8人用長机2台となっております。続きまして、図面右側2階の執務室の平面図をご覧ください。

2階には総務課、企画財政課、農業委員会を含む産業振興課、建設課、ダム対策室の4課1室を配置することから、管理職用机も1階と同じく5台となります。2階の一般職用の購入内訳は、2人用長机1台、4人用長机1

台、6人用長机3台、8人用長机3台となっております。

したがいまして新庁舎では、1階2階を合わせて、管理職用机が10台、一般職用長机が18台を購入して設置するものであります。続きまして次のページ、参考図2をお開きください。

この資料はメーカーのカタログ等を抜粋して作成したもので、管理職用・一般職用の設置例を示しております。また、飛沫拡散防止用パネルの説明写真も添付をしております。

①の設置例は、一般職用机のレイアウト図であります。手前の机が6人用、奥の机が4人用の長机タイプの飛沫拡散防止机であります。飛沫拡散防止となるものは、正面及び側面に設置されております高さ60センチのパネルを設置することにより、周辺への飛沫拡散を防止する役目を果たすものであります。

次に、②は管理職用のロング袖付き机であります。写真は飛沫拡散を防止するためのフロントパネルが設置されたものにはなっておりませんが、一般職と同じように、正面には高さ60センチのパネルを設置することとしております。

③の図面は、6人用のデスクの寸法図となっております。1人用の机のサイズは、幅が1.2メートル、奥行きが70センチあります。したがいまして、③の図面の6人用の長机であれば、1列に3人の机が並び、その真向いにも同じく3人の机が並んでいることで、合わせて6人用の机となり、その机の寸法は、幅が1人用1.2メートルの3台で3.6メートル、奥行きは1人用の70センチの2台で1.4メートルとなり、③の寸法図となります。また、飛沫拡散防止パネルの設置位置は、フロントパネルが図面の赤色部分となります。サイドパネルは図面の緑色部分であり、両隣の間仕切りとして設置をされます。

続きまして、④はデスクワゴンの写真であります。このデスクワゴンは管理職用のものであり、引出しが2段型となっております。一般職用は管理職用の2段にペンケース収納用の1段が追加され3段となり、1席に対して1台が配置されることとなります。

⑤の図は、飛沫拡散防止の有効性を確認した写真であります。赤枠で囲んでいる写真が、高さ60センチのパネルを設置した際に職員が着座した状況

で飛沫を拡散した際、写真では白い部分を示しますが、パネルが拡散を防いでいる状況が確認できます。

⑥⑦の飛沫拡散防止のパネルの写真であります。⑥のフロントパネルは、机に固定できる構造となっており、高さ35センチのパネルの上に25センチの高さがあるアドオンパネルと呼ばれる塩ビ製のパネルが設置できるようになっております。この2つのパネルを合わせると高さ60センチの飛沫拡散を防止できるパネルとなります。このフロントパネルは机に固定されていることから、倒れたりすることはなく、周りの席に影響を与えることはありません。また、コロナウイルスが収束した後は、高さ25センチのアドオンパネルは取り外すこともできます。

最後に次のページに、入札結果一覧表を参考として添付しております。以上、本議案の説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。小谷議員。

2 番 小 谷 入札結果一覧表なんですけど、指名競争入札となっておりますが、1社以外全部辞退となっております。この辞退の理由というのが何かあるんでしょうか。指名なんで、業者もこちらで選定して指名されたんですけども、ちょっと結果がどうなのかなって思ったんですけど、その点についてどうでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。入札に関しましてのことですので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。今回は指名競争入札ということで、町に登録してあります業者の中から実績のある業者ということで6社を選んで入札会を実施した次第でございます。基本的には辞退の理由というのは聞いてないんですが、2社程度から話を聞きましたので、その内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

今回の机の導入につきましては、コロナ対策型の机ということで、今非常に取引が多くなっている状況で、なかなか大量といいますか、まとまった機の確保というのが難しい状況ということで、業者としてもなかなかまとまった数は集めきれないというふうなことがあるようでございます。これまで調達しました、例えば空気清浄機とかですね、そういうものについてもなかなか業者の方で数量の確保ができないということで辞退が多くなってきている

という状況のようでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 直接これじゃないんですけども、水道課だけ入ってないんですよね、これにね。ということは、水道課というのはこれを別館の改修後にこういうようなパターンで入れるのかどうか。そこを確認しておきたい。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。今、山口議員の方から質問がありました水道課の件につきましては、水道課の方の執務室、こちらの方にも当初机の配置を考えておった、購入を考えておったとこだったんですが、ここにつきましては、別館の長寿命化の改修工事に合わせて水道課の執務室の改修工事も今控えている状況であります。その中で机のレイアウトがその段階でちょっとまだ決まっていなかったものですから、このレイアウトがきちっと確定してからの購入ということで進めようと考えおります。聞きましたら、今ちょっとレイアウトについて検討されているということでしたので、それが固まり次第購入の方、別途になるとは思いますが、進めていきたいと考えておるところであります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号「財産の取得（庁舎執務室内衛生確保備品購入事

業の件)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「財産の取得（庁舎執務室内衛生確保備品購入事業の件）」は、原案のとおり可決されました。

(12:41)

議 _____ **長** 昼休みにかかりましたけれども、以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。どうもお疲れ様でした。

(12:42)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 村井達己

会議録署名議員 _____ 高以良壽人

会議録署名議員 _____ 堀田一徳